

<特定毒物保管庫の概要図 記載注意事項>

- (1) 施錠設備及び「医薬用外毒物」の表示が確認できるものであること。
- (2) 保管庫又は、床、壁の材質について明確に記入すること。
- (3) 出入口が複数ある場合、各々の施錠、表示箇所を図示すること。

<記載例>

特定毒物保管庫の概要図

